

関係各位

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

一般財団法人国際法学会の活動につきまして、日頃より温かいご理解を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて本日は、国際法学会より、第 7 回「小田滋賞」の募集についてご案内させていただきます。大変お手数とは存じますが、本事業の趣旨及び目的にご理解を賜り、同封させていただきましたポスター及び案内をご掲示いただき、学生及び院生のみなさまに広くお知らせくださいますようお願い申し上げます。

国際法学会は、国際法の普及をはかるために、1897 年(明治 30 年)に創設された、法律学の分野では日本でもっとも古い学会です。2012 年 10 月に旧財団法人から一般財団法人へと移行しました。学会創設以来 120 年を超える長い歴史の中で、本学会は、国際関係を規律する法を研究対象とし、国の外交政策と密接に関わる問題を扱ってまいりました。現在わが国には、領土問題、北朝鮮問題、日韓請求権問題、沖縄の基地問題など解決すべき多くの課題があり、またグローバル化した国際社会には、環境問題、貿易投資秩序の問題、人権問題などの課題が山積しています。国際法学会はこうした時代の課題に応えるべく、過去の歴史を踏まえつつ、望ましい国際社会のあり方、国際社会における日本の望ましいあり方を国際法、国際私法並びに国際政治・外交史の研究と教育を通じて模索していきたいと考えております。国際法学会は、重要な活動の一つとして、これらの分野の研究を担う次世代の人材の育成にも取り組んでおります。

国際法学会は 2013 年に「小田滋賞」を新設いたしました。1976 年 2 月から 2003 年 2 月まで 3 期 27 年にわたり国際司法裁判所裁判官を務められた小田滋先生の篤志に基づいて、国際法、国際私法、国際政治・外交史の分野における研究を普及し、とくに将来を担う若手研究者の育成を促進するために、同分野に関する優秀な論文に対して「小田滋賞」を授与するというものです。応募資格者は、日本国内の大学における、学部又は学部に相当すると認められる課程に在籍する学生(短期大学に在籍する学生及び高等専門学校に在籍する学生で高等学校卒業相当の資格を有する者を含む)、大学院博士課程前期又は修士課程に在籍する学生、法科大学院に在籍する学生及び司法修習生とさせていただきます。賞の内容及び応募の方法は、ポスター及び応募要領に詳しく案内させていただきます。論文のテーマは、国際法、国際私法及び国際政治・外交史に関する論文ということでテーマを広く自由選択できるようにしております。今年度は、第 7 回の「小田滋賞」の募集になります。

国際法学会といたしましては、「小田滋賞」が、グローバル化がますます進展する国際社会の中にあつて、日本を取り巻く国際環境に鋭敏かつ着実に問題に対処できるような次世代の若手研究者をはじめ、将来、国際法、国際私法、国際政治・外交史の分野で研究あるいは実務に従事することを願っている若者の育成に少しでもお役に立てればと願っております。

国際法学会が創設いたしました「小田滋賞」の以上のような趣旨及び目的にご理解を賜り、学生及び院生のみなさまに掲示等によって広くお知らせいただき、応募を奨励して下さいますようお願い申し上げます。

末筆ながら、これまでのご支援ご理解に重ねて深く感謝申し上げますとともに、引き続き国際法学会の活動にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

2019 年 8 月

一般財団法人国際法学会 代表理事 浅田 正彦